

十林務第 30058-106 号指令

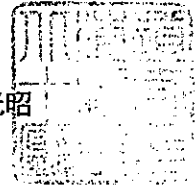
幕別町宝町 53 番地の 1
幕別町森林組合

平成 19 年 11 月 9 日申請の平成 19 年度森林環境保全整備事業（秋期第 1 回）育成単層林整備に対し、金 334 万 8,908 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 20 年 3 月 10 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	8,790,855	3,348,908
うち道州制分		
計	8,790,855	3,348,908

社 登 以

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領等」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして



除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という)と請負者幕別町森林組合(以下乙という)との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 2,311,493 円とする。
(内訳 税抜き価額 2,201,422 円 消費税 110,071 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成19年 8月 15日より
平成19年 10月 15日までとする。
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。
着手時までに 0パーセント
中間時に 0パーセント
引渡終了後に 100パーセント
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

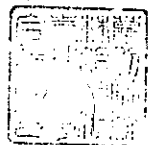


平成19年 8月 8日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地
ニッタ株式会社農林事業所
所長 永野 仁



(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の1
幕別町森林組合
代表理事組合長 寺岡 勉



除 間 伐 基 準

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐 | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 2 | 切 捨 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 3 | 整 理 伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐 | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。 |

除間伐事業積算基準

住所 中川郡幕別町新町115番地
 ニッタ株式会社農林事業所
 氏名 所長 永野 仁

伐木係数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐	搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5
	切捨	搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0
	整理伐	搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5
	間伐	搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5
16%以上	除伐	搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0
	切捨	搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5
	整理伐	搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0
	間伐	搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5

傾斜係数 B	
傾斜	加算率
10度以下	95%
11度以上	100%

齢級係数 C		2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級
齢級加算率		11	16	21	26	31	36	41	46	
	10	15	20	25	30	35	40	45		
	100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%	
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	

伐木係数 A1 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D1
 伐木係数 A2 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D2
 伐木係数 A3 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D3

ha当り積算人工

	樹種	林齢	作業区分	搬出	傾斜	伐採率	調査	伐木	搬出	計	伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事
							D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01	カラマツ	33	間伐	1	2	24%以上	1,200	7,200	3,000	11,400	9,500	100%	120%	11,400
02	カラマツ	32	間伐	1	1	24%以上	1,140	6,840	2,840	10,820	9,500	95%	120%	10,820
03	カラマツ	32	間伐	1	1	24%以上	1,140	6,840	2,840	10,820	9,500	95%	120%	10,820
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

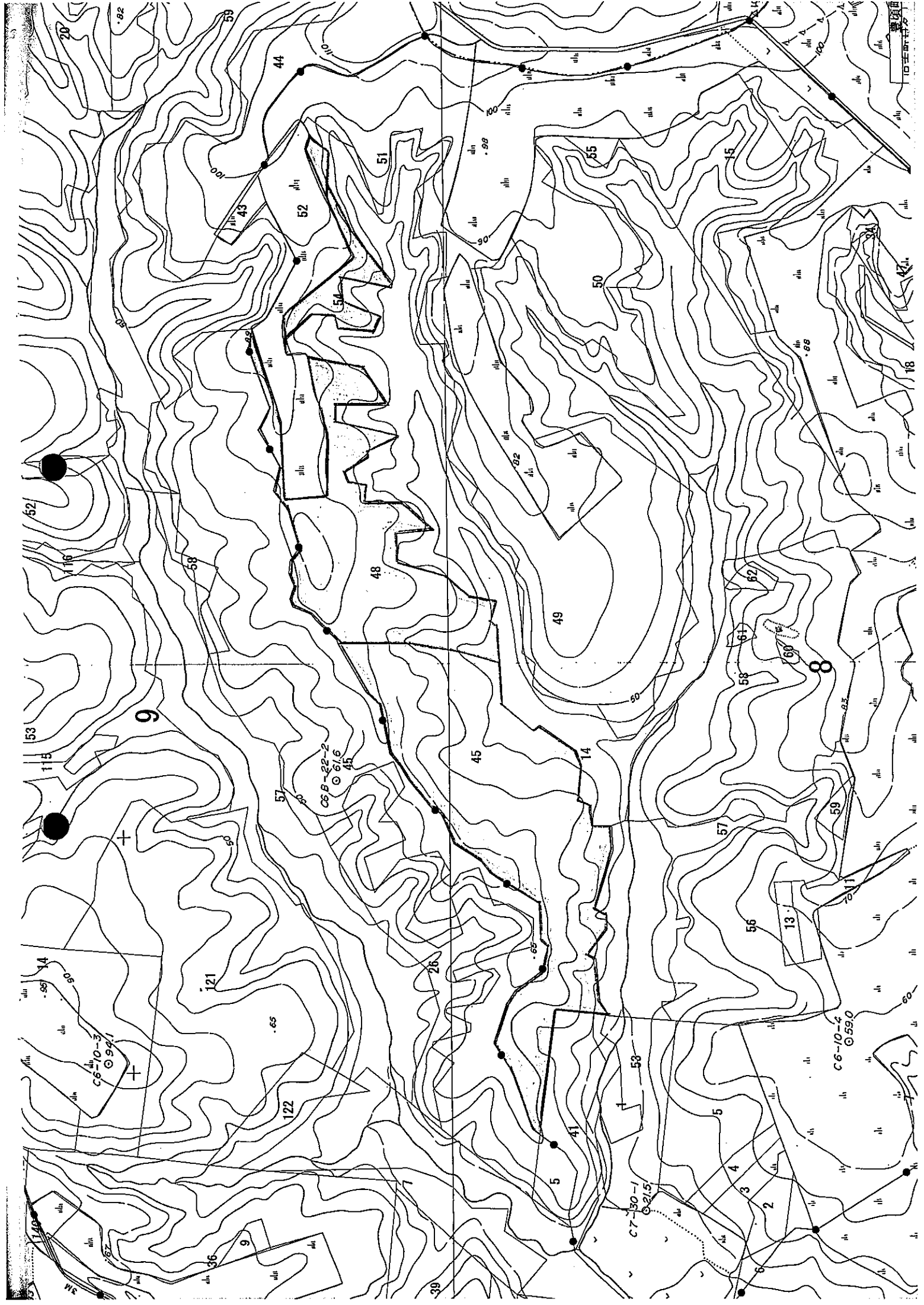
枝番	調査費	伐木費	搬出費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D+E	F×15%	F+G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	12,000	72,000	30,000	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942
02	11,400	68,400	28,400	108,200	23,804	132,004	19,801	151,805
03	11,400	68,400	28,400	108,200	23,804	132,004	19,801	151,805
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労災保険	5.90%	17.50%
失業保険	2.15%	
健康保険	9.45%	
労務関係費	1.50%	1.50%
機械・器具損料	3.00%	3.00%
直接雑費計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円
 1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%
 ※ チェンソー150,000円÷年間100日÷償却5年
 1日当り300円÷1人区10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林班	小班	面積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha当り	税抜金額	消費税	事業費
				A1+B1+C1	D×22%	D+E	F×15%	単価	単価×面積	I×5%	I+J
				D	E	F	G	H	I	J	k
01	8	45	7.12	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942	1,138,787	56,939	1,195,726
02	8	48	5.88	108,200	23,804	132,004	19,801	151,805	892,613	44,631	937,244
03	8	54	1.12	108,200	23,804	132,004	19,801	151,805	170,022	8,501	178,523
04											
05											
06											
07											
08											
	計	3件	14.12						2,201,422	110,071	2,311,493





除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という) と請負者幕別町森林組合 (以下乙という) との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 952,356 円とする。
(内訳 税抜き価額 907,006 円 消費税 45,350 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成19年 8月 15日より
平成19年 10月 15日までとする。
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。
着手時まで 0 パーセント
中間時に 0 パーセント
引渡終了後に 100 パーセント
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

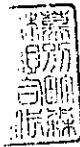
3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。



平成19年 8月 8日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地
ニッタ株式会社農林事業所
所長 永野 仁



(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の
幕別町森林組合
代表理事組合長 寺岡 勉



除 間 伐 基 準

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐 | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 2 | 切 捨 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 3 | 整 理 伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐 | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。 |

除間伐事業積算基準

住所 中川郡幕別町新町115番地
ニッタ株式会社農林事業所
氏名 所長 永野 仁

伐木係数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐 搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5	
	切捨 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	整理伐 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	間伐 搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5	
16%以上	除伐 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	切捨 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	整理伐 搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0	
	間伐 搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5	

傾斜係数 B	
傾斜	加算率
10度以下	95%
11度以上	100%

齢級係数 C		2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級
齢級加算率		11	16	21	26	31	36	41	46	
		10	15	20	25	30	35	40	45	
		100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	

伐木係数 A 1	×	傾斜係数 B	×	齢級加算率 C	=	直接工事費 D1
伐木係数 A 2	×	傾斜係数 B	×	齢級加算率 C	=	直接工事費 D2
伐木係数 A 3	×	傾斜係数 B	×	齢級加算率 C	=	直接工事費 D3

ha当り積算人工

樹種	林齢	作業区分	搬出	傾斜	伐採率	調査	伐木	搬出	計	伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事	
						D1	D2	D3	D	A	B	C	D	
01	カラマツ	24	間伐	1	1	24%以上	1.040	6.270	2.600	9.910	9.500	95%	110%	9.910
02	カラマツ	26	間伐	1	1	24%以上	1.090	6.550	2.720	10.360	9.500	95%	115%	10.360
03														
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

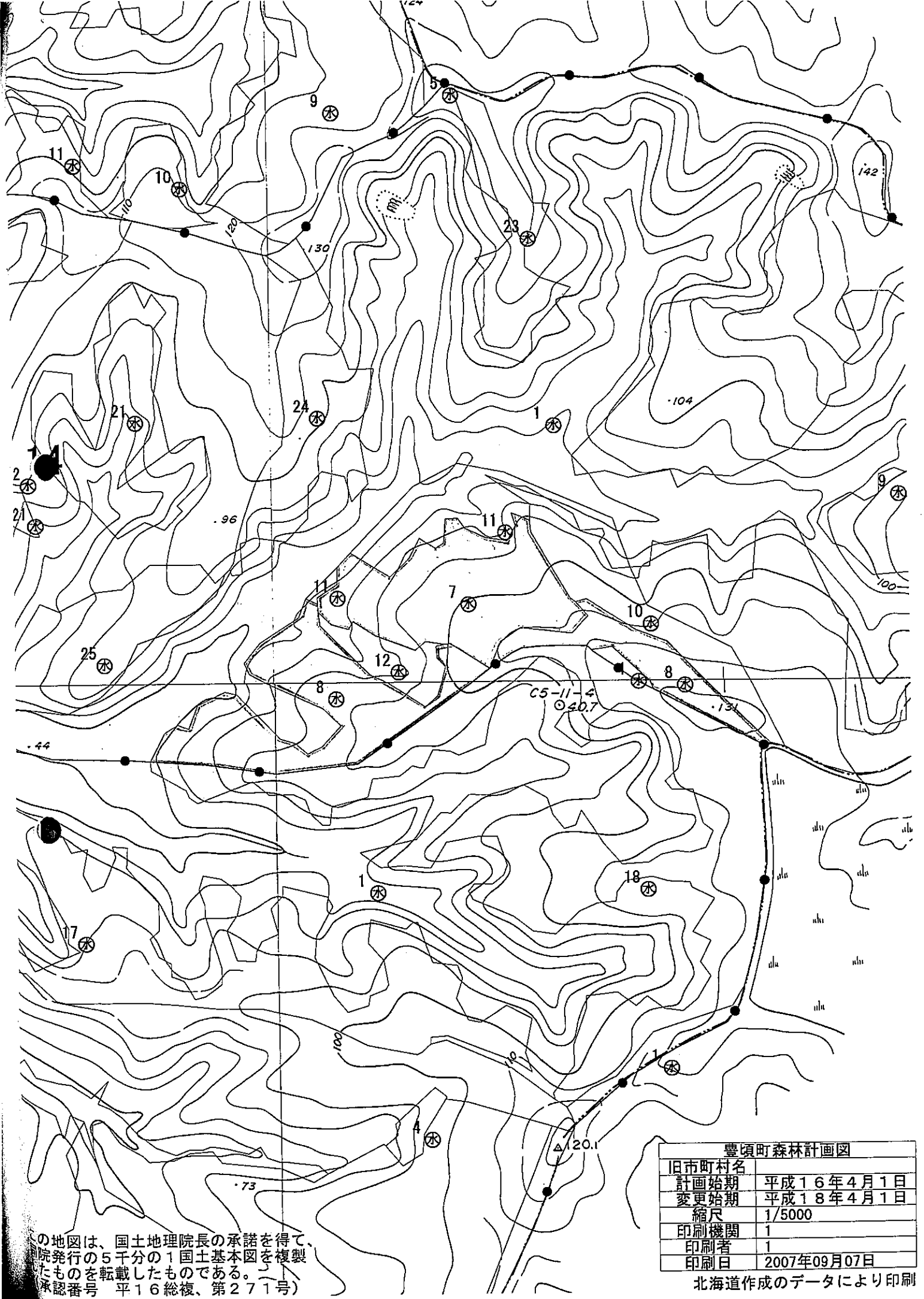
枝番	調査費	伐木費	搬出費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D+E	F×15%	F+G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	10,400	62,700	26,000	99,100	21,802	120,902	18,135	139,037
02	10,900	65,500	27,200	103,600	22,792	126,392	18,959	145,351
03								
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労災保険	5.90%	
失業保険	2.15%	17.50%
健康保険	9.45%	
労務関係費	1.50%	1.50%
機械・器具損料	3.00%	3.00%
直接雑費計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円
1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%
※ フェンツ-150,000円÷年間100日÷償却5年
1日当り300円÷1人工10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林班	小班	面積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha当り	税抜金額	消費税	事業費
				A1+B1+C1	D×22%	D+E	F×15%	単価	単価×面積	I×5%	I+J
				I	E	F	G	H	I	J	k
01	14	7	2.76	99,100	21,802	120,902	18,135	139,037	383,742	19,187	402,929
02	14	8	3.60	103,600	22,792	126,392	18,959	145,351	523,264	26,163	549,427
03											
04											
05											
06											
07											
08											
	計	2件	6.36						907,006	45,350	952,356



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、国土院発行の5千分の1国土基本図を複製したものを転載したものである。(承認番号 平16総複、第271号)

豊頃町森林計画図	
旧市町村名	
計画始期	平成16年4月1日
変更始期	平成18年4月1日
縮尺	1/5000
印刷機関	1
印刷者	1
印刷日	2007年09月07日

北海道作成のデータにより印刷



除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という) と請負者幕別町森林組合 (以下乙という) との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 792,672 円とする。
(内訳 税抜き価額 754,926 円 消費税 37,746 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成19年 9月 20日より
平成19年 10月 31日までとする。
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。
着手時までに 0 パーセント
中間時に 0 パーセント
引渡終了後に 100 パーセント
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書にもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

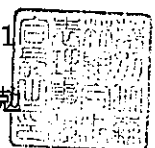


平成19年 9月 14日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地
ニッタ株式会社農林事業所
所長 永野 仁



(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の1
幕別町森林組合
代表理事組合長 寺岡 勉



除 間 伐 基 準

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐 | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 2 | 切 捨 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。 |
| 3 | 整 理 伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐 | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。
(2) 本数率で24%以上を伐採する。
(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。 |

除間伐事業積算基準

住所 中川郡幕別町新町115番地
ニツタ株式会社農林事業所
氏名 所 長 永 野 仁

伐木係数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区 分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐 搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5	
	切捨 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	整理伐 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	間伐 搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5	
16%以上	除伐 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	切捨 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	整理伐 搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0	
	間伐 搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5	

傾斜係数 B	
傾 斜	加 算 率
10 度 以 下	95%
11 度 以 上	100%

齢級係数 C		2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級
齢級 加算率		11	16	21	26	31	36	41	46	
		10	15	20	25	30	35	40	45	
		100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	

伐木係数 A1 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D1
 伐木係数 A2 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D2
 伐木係数 A3 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D3

ha当り積算人工

	樹種	林 齢	作業区分	搬出	傾斜	伐採率	調査	伐木	搬出	計	伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事
							D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01	カラマツ	35	間伐	1	2	24%以上	1,200	7,200	3,000	11,400	9,500	100%	120%	11,400
02	カラマツ	35	間伐	1	2	24%以上	1,200	7,200	3,000	11,400	9,500	100%	120%	11,400
03														
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

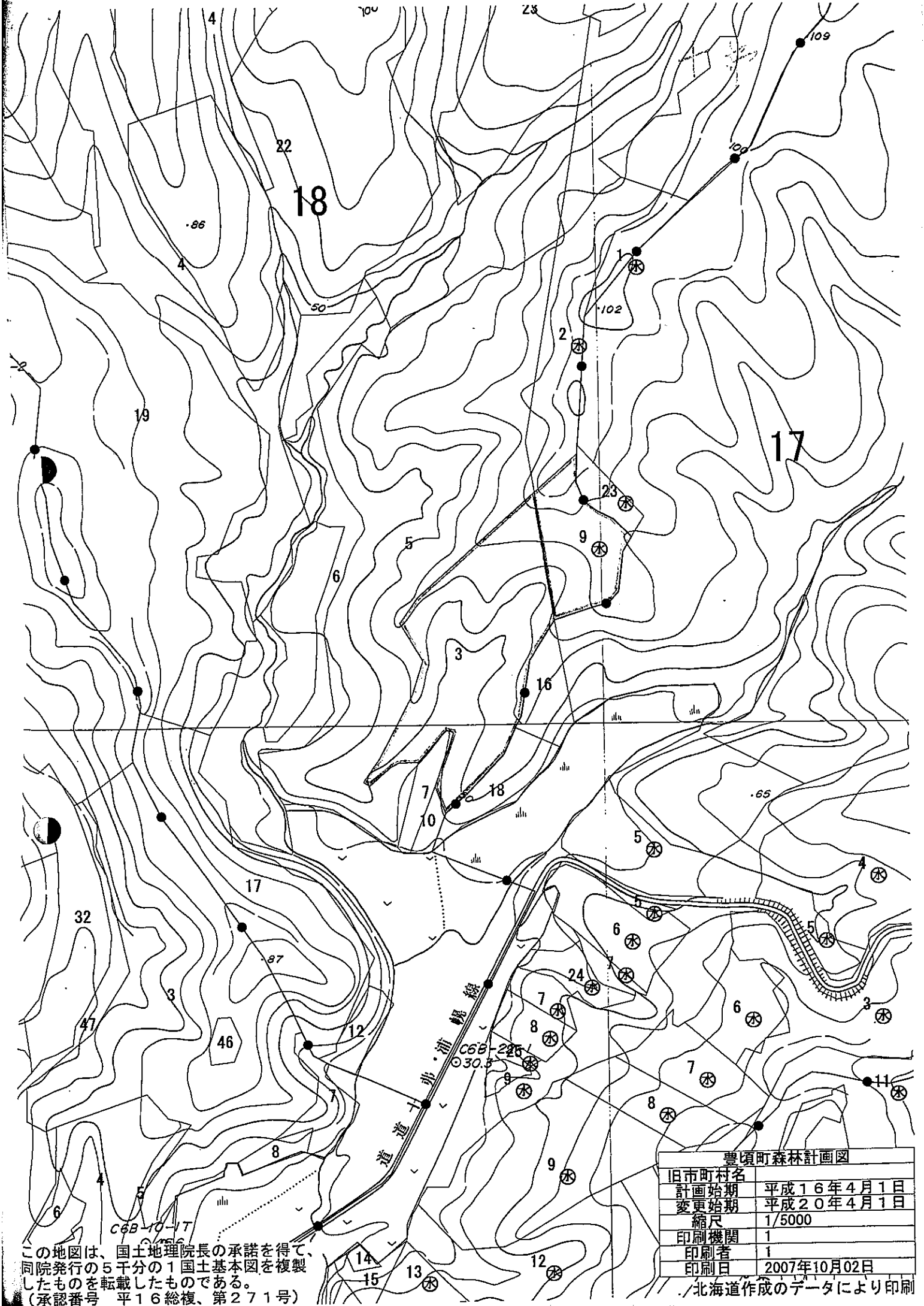
枝番	調査費	伐木費	搬出費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	F + G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	12,000	72,000	30,000	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942
02	12,000	72,000	30,000	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942
03								
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労 災 保 険	5.90%	17.50%
失 業 保 険	2.15%	
健 康 保 険	9.45%	
労 務 関 係 費	1.50%	1.50%
機 械・器 具 損 料	3.00%	3.00%
直 接 雑 費 計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円
 1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%
 ※ チェンソー150,000円÷年間100日÷償却5年
 1日当り300円÷1人区10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林 班	小 班	面 積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha当り	税抜金額	消費税	事業費
				A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	単 価	単価×面積	I × 5%	I + J
				D	E	F	G	H	I	J	k
01	18	3	3.48	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942	556,598	27,830	584,428
02	18	9	1.24	114,000	25,080	139,080	20,862	159,942	198,328	9,916	208,244
03											
04											
05											
06											
07											
08											
	計	2件	4.72						754,926	37,746	792,672



豊頃町森林計画図	
旧市町村名	平成16年4月1日
計画始期	平成20年4月1日
変更始期	1/5000
縮尺	1
印刷機関	1
印刷者	2007年10月02日
印刷日	北海道作成のデータにより印刷

この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の5千分の1国土基本図を複製したものを転載したものである。
 (承認番号 平16総複、第271号)